

法人後見を実施していない社会福祉協議会の 現状と課題

関根 薫・鵜沼 憲晴

Current Status and Issues of the Councils of Social Welfare
that have not Implemented Corporate Guardianship

Kaoru SEKINE, Noriharu UNUMA

皇學館大学現代日本社会学部

日本学論叢 第12号

令和4年3月

法人後見を実施していない社会福祉協議会の 現状と課題

関根 薫・鵜沼憲晴

抄録 ●

本稿では、全国の市区町村社会福祉協議会を対象とした量的調査の結果を踏まえ、これまで成年後見を受任していない社協の現状ならびにその理由を明らかにし、今後社協による法人後見を促進するための方策について考察を行った。分析の結果、①成年後見の受任体制が無い社協が全体の約6割を占め、未だ社協による法人後見が進んでいない点、②受任体制の構築を検討している社協については専任担当職員の確保・増員が喫緊の課題である点、③社協が成年後見を実施する意義が「日常生活自立支援事業からの継続的支援」にある点、④行政からの予算的支援が無いまま、社協独自で法人後見を実施することが困難である点について明らかにした。これらの知見を踏まえ、後見業務の公的事業化等、今後社協による法人後見を促進するための方策を提示した。

Key words：成年後見 法人後見 社会福祉協議会 量的調査 促進策

はじめに

我が国では、2000年4月に旧来の禁治産・準禁治産の制度から新たに成年後見制度へと移行した。この改正によって、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な者に対して保護の必要性の程度に対応した後見、保佐、補助の3類型からなる法定後見制度が創設されるとともに、利用者本人の意思に基づく契約によって任意後見人を選任する制度が導入された。

制度改正の背景には、旧制度が本人保護の理念に偏った硬直的な制度で利用し難い点や、本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーションの理念等の現代的な理念への配慮が不十分である等の指摘がなされたことがあげられ

る¹⁾。また、社会状況として、高齢化の進展に伴う要支援者の急速な増加が見込まれるとともに、2000年の介護保険制度の導入にあたり、認知症高齢者など契約当事者としての能力が不十分な者の法律行為を支援する仕組みが急務であったことから、同時期に成年後見制度を導入することが不可欠であったことも制度改正の背景としてあげられる²⁾。

成年後見制度が導入されて以降、利用者は増加傾向にあり、2020年時点で成年後見、保佐、補助の利用者総数は22万9,632人に上っている³⁾。但し、現在、潜在的な後見需要である判断能力が不十分な人は、認知症高齢者が約600万人、精神障害者が約370万人、知的障害者が約110万人と全国で約1,000万人に上ると推計されていることから、現状では潜在的需要の僅か2%を満たしているに過ぎない⁴⁾。今後、団塊の世代が後期高齢者になるのに伴い認知症高齢者を中心とした後見需要は急速に高まるが見込まれることから、後見の担い手の確保は喫緊の課題といえる。2020年時点の成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の後見主体について確認すると、親族以外が全体の80.3%を占めており、その内の64.1%が弁護士・司法書士等の専門職後見人となっている⁵⁾。専門職後見人の割合は年々増加傾向にあり、後見の主要な担い手として今後も期待されるにはあるが、国家資格者であるがゆえに今後の後見需要の受け皿となるほどの急速な増加は見込めない。また、成年後見制度利用促進法等により養成や支援がより強化されてきている市民後見人についても僅か1.1%に過ぎず⁶⁾、今後の担い手としては不十分である。こうした状況において今後の後見の担い手として社会福祉協議会（以下「社協」とする）による法人後見の役割は大きいと考える。その理由としては、①社協が全ての基礎自治体に設置されていることから、専門職後見人等の第三者後見人の確保が困難な地域⁷⁾における成年後見のセーフティーネットとなりうる点、②後見業務に地域福祉活動を通じて蓄積されている人材・スキル・ネットワークを活用できる点、③それにより経済的困窮ケースや複合的な生活問題を抱える困難ケースに対し、包括的支援や意思決定支援が可能となる点等があげられる。

しかし、2020年時点で親族以外の後見主体に占める社協の割合は増加傾向にあるものの4.9%に過ぎず⁸⁾、第三者後見における主要な後見主体とはなりえ

ていない。また、2017年に全国社会福祉協議会が実施した「成年後見制度にかかる実態調査」によると、法人後見を受任している社協は全体の28.7%に留まっており⁹⁾、社協の中でも広く受任が進んでいる状況には無い。

そこで、本稿では、全国の社協1,741件を対象とした成年後見に関する実態調査結果を検討対象とし、現在、成年後見を受任していない社協の現状ならびにその理由を明らかにするとともに、今後、社協による法人後見を促進するための方策について考察することを目的とする。

1. 成年後見制度の現況と先行研究

(1) 成年後見制度の利用状況と傾向

これまでの成年後見制度の利用状況、ならびにその傾向について成年後見関係事件の終局区分別件数により確認する。

表1. 成年後見関係事件の終局区分別件数の推移

| 年 | 既済 総数 | 後見開始 | | | 保佐開始 | | | 補助開始 | | | 任意後見監督人選任 | | |
|-------|----------|--------|----|-------|-------|----|-----|-------|----|-----|-----------|----|-----|
| | | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 |
| 2000年 | 5,108 | 2,980 | 5 | 1,257 | 240 | 2 | 180 | 272 | 8 | 136 | 20 | 0 | 8 |
| 2005年 | 19,955 | 14,498 | 32 | 2,141 | 1,806 | 17 | 240 | 853 | 7 | 113 | 201 | 6 | 41 |
| 2010年 | 29,982 | 23,119 | 37 | 1,650 | 3,102 | 17 | 281 | 1,135 | 11 | 87 | 451 | 10 | 82 |
| 2015年 | 34,496 | 26,146 | 72 | 1,127 | 4,786 | 24 | 232 | 1,251 | 10 | 67 | 678 | 18 | 85 |
| 2020年 | 36,804 | 25,029 | 62 | 1,094 | 7,076 | 23 | 266 | 2,415 | 11 | 113 | 612 | 6 | 97 |

※2005年までは4月から翌年3月までに終局した件数。2010年以降は1月から12月までに終局した件数。

その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

(資料) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成。

成年後見制度が施行された2000年以降の容認件数の推移を確認すると(表1)、保佐、補助の件数については増加傾向にあるものの、後見については、2015年から2020年にかけて減少傾向にある。後見については2013年に26,000件台まで漸次増加したものの、その後横這いが続き2018年の26,641件をピークにその後減少に転じている。2020年では、後見25,029件、保佐7,076件、補助2,415件となっており、制度が導入された2000年当時と比較すると、後見は約8.4倍、保佐は29.5倍、補助は8.9倍と保佐が著しく増加している。

表2. 成年後見制度の利用者数の推移

| (人数) | | | | |
|-------|---------|---------|--------|--------|
| 年 | 総数 | 成年後見 | 保佐 | 補助 |
| 2010年 | 138,834 | 117,020 | 15,589 | 6,225 |
| 2011年 | 151,612 | 126,765 | 17,917 | 6,930 |
| 2012年 | 164,421 | 136,484 | 20,429 | 7,508 |
| 2013年 | 174,565 | 143,661 | 22,891 | 8,013 |
| 2014年 | 182,551 | 149,021 | 25,189 | 8,341 |
| 2015年 | 189,090 | 152,681 | 27,655 | 8,754 |
| 2016年 | 201,090 | 161,307 | 30,549 | 9,234 |
| 2017年 | 207,774 | 165,211 | 32,970 | 9,593 |
| 2018年 | 215,531 | 169,583 | 35,884 | 10,064 |
| 2019年 | 221,790 | 171,858 | 38,949 | 10,983 |
| 2020年 | 229,632 | 174,680 | 42,569 | 12,383 |

(資料) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成。

次に成年後見制度の利用者数の推移を確認すると(表2)、いずれの類型も漸次増加傾向にあり、2020年時点で後見174,680人、保佐42,569人、補助12,383人、総数229,632人が利用している。2010年の利用者数と比較すると、後見は約1.5倍、保佐は約2.7倍、補助は2.0倍、総数は1.7倍と、補助の増加率が最も高い状況にある。但し、先述したように潜在的需要に比べると、現在の利用者数は極めて少なく、後見需要を十分に満たしている状況にはない。例えばドイツでは総人口が8,200万人と日本よりも少ないにも関わらず、日本の法定後見制度に相当する世話制度の利用者が約120万人に上り、利用件数も毎年10%増加している¹⁰⁾ことから、日本の利用者数の少なさが国際的に際立つ状況にある。加えて日本では、今後急速に後見需要が高まることが見込まれていることから、制度の普及と更なる後見の担い手の確保が求められる。成年後見制度が発足した2000年当時の後見の担い手(後見人等として選任された人)は、親族が全体の90.9%を占めており(親9.6%、子34.5%、兄弟姉妹16.1%、配偶者18.6%、その他の親族12.1%)、弁護士等の親族以外の第三者後見人の割合は1割未満であった¹¹⁾。その後、親族の割合の減少に反比例して第三者後見人の割合が高まっており、先述したように2020年では、全体の約8割を占め、特に弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人が著しく増加している。

地域後見推進プロジェクトによると、こうした逆転現象の理由として、①単身世帯や身寄りの無い高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えている点、②親族後見人による不正が多いことから、家庭裁判所が親族後見人の選任に消極的になっており、第三者後見人を選好する傾向にある点等があげられている¹²⁾。

(2) 社協による法人後見に関する先行研究

社協による法人後見に関する先行研究は近年増加傾向にあり、その多くは法人後見を行っている社協に対する調査や事例をもとに、意義や利点ならびに今後の課題等について論じている。主要な先行研究をあげると、西尾¹³⁾は、成年後見の社会化の重要な指標として法人後見に焦点をあて、法人後見を実施している3市の社協を対象とした調査結果から、社協による法人後見の意義を考察し、実務上の課題として、利益相反とならないこと、適切な事務推進および監査体制、財政基盤の重要性について論じている。また西森¹⁴⁾は、法人後見を行っている34件の社協を対象にした調査結果より、高齢期の生活継続性確保の在り方として、①複数担当者によるチーム対応、②専門的対応、③記録の完備・引き継ぎ、④連携・ネットワークといった4つのカテゴリーを抽出しており、職業的、専門的かつ組織的な対応によって支援の継続性を確保できる点において法人後見の積極的な役割について論じている。佐藤・堀田ら¹⁵⁾は、北海道内18町村社協を対象とした調査結果より、現状の町村行政の対応では法人後見を町村社協が担うことは期待し難く、継続性が担保された成年後見人等を確保するためには、行政による支援の充実が不可欠である点について指摘している。そして佐藤¹⁶⁾は、法人後見を運営主体やその特徴から類型化した上で、中山間地域に適した法人後見の在り方について検討し、町村社会福祉協議会による法人後見が公益性や継続性で他の法人後見に比して優位であると結論づけている。鶴沼¹⁷⁾は、法人後見を実施している12件の社協を対象にした調査結果より、社協による法人後見の利点について検証を行い、専任職員の確保、安定した財源、職員の質的向上等、社協による法人後見を展開していくための課題を提示している。またこれらの課題に対応する具体的施策の1つとして、成年後見の一部

を第1種社会福祉事業として再編することを提起している。高木¹⁸⁾、赤平¹⁹⁾は実際に法人後見を実施している社協職員の立場から各々の社協における取り組み内容や課題について論じている。

こうした先行研究に加えて、全国社会福祉協議会は各市区町村社協による成年後見制度への取り組み状況の把握を目的とした全国調査²⁰⁾を実施しており、法人後見も含めて社協の権利擁護に関する機能や役割について集計がなされている。また、社会福祉法人昴²¹⁾やPwCコンサルティング合同会社²²⁾により社会福祉法人による法人後見の実態調査が実施されており、法人後見の推進に向けた課題や活用のための方策等について論じられている。

以上の先行研究は、概ね法人後見の実施については肯定的見解が示されており、かつ既に法人後見を行っている社協に対する調査や事例をもとにした論考が中心である。

しかしながら、現在法人後見を実施していない社協の現状把握や要因分析等を試みた研究は管見の限り見受けられない。先述したように、今後急速な拡大が見込まれている後見需要に対応するためには、後見の担い手の確保が急務であり、そのためには現在法人後見を実施していない社協の現状とその理由について詳細に分析することが必要不可欠であると考え。そこで以下では、全国の社協1,741件を対象とした成年後見に関する実態調査結果を検討対象とし、現在、成年後見を受任していない社協の現状ならびにその理由を明らかにする。

2. 調査の概要

(1) 調査の時期・対象・方法

本調査では自計式調査票を用い、全国の社協1,741件（市社協792件、区社協23件、町社協743件、村社協183件）²³⁾を対象に郵送法にて悉皆調査を実施した。調査基準日は2019年12月31日時点とした。調査期間は、2020年2月26日～2020年4月30日である。回答は、法人後見もしくは権利擁護関係部署の責任者に依頼した。有効回答数は953件（市社協479件、区社協11件、町社協375件、村社協88件）、有効回答率は54.7%（市社協60.5%、区社協47.8%、町社協50.5%、村社協48.1%）であった。

(2) 倫理的配慮

本調査は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定に従っている。また、事前に皇學館大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」にて審査を受け、承認された後に実施している（承認番号 H31-5）。

3. 結果

(1) 成年後見制度に関する社協の取り組み状況

表3. 市区町村社協別の取り組み状況

(上段：度数, 下段：%)

| | 受任している ケースがある | 受任している ケースはない が、受任体制が ある | 受任体制はない が、体制構築に 向けた準備・検 討を行っている | 受任体制はなく、 当面は体制構築 の予定もない | 合計 |
|-----|------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 全 体 | 298 | 51 | 179 | 425 | 953 |
| | 31.3 | 5.4 | 18.8 | 44.6 | 100.0 |
| 区社協 | 8 | 1 | 0 | 2 | 11 |
| | 72.7 | 9.1 | 0.0 | 18.2 | 100.0 |
| 市社協 | 231 | 27 | 78 | 143 | 479 |
| | 48.2 | 5.6 | 16.3 | 29.9 | 100.0 |
| 町社協 | 54 | 20 | 84 | 217 | 375 |
| | 14.4 | 5.3 | 22.4 | 57.9 | 100.0 |
| 村社協 | 5 | 3 | 17 | 63 | 88 |
| | 5.7 | 3.4 | 19.3 | 71.6 | 100.0 |

成年後見制度に関する社協の取り組み状況を確認すると（表3）、[全体]では、「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」が44.6%と最も高く、次いで「受任しているケースがある」31.3%、「受任体制はないが、体制構築に向けた準備・検討を行っている」18.8%、「受任しているケースはないが、受任体制がある」5.4%と続いている。市区町村別に確認すると、[区社協]ならびに[市社協]では「受任しているケースがある」が最も高く（[区社協]72.7%、[市社協]48.2%）、他方、[町社協]ならびに[村社協]では「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」が最も高かった（[町社協]57.9%、[村社協]71.6%）。

以下では、これらの有効回答953件の内、現在、受任体制の無い社協604件に

ついて焦点をあてる。またその際、現在、受任体制の構築に向けた準備・検討を行っている社協と当面は受任体制を構築する予定が無い社協では状況が大きく異なることから、個別に分析を進める。

(2) 受任体制構築に向けた準備・検討を行っている社協

本節では、受任体制は無いが、体制の構築に向けた準備・検討を行っている社協179件について現状を確認する²⁴⁾。

①成年後見の実施予定の有無

表 4. 市町村社協別 成年後見の実施予定の有無

(上段：度数、下段：%)

| | 実施時期が 決まっている | 実施時期が 決まっていない | 合計 |
|-------|-----------------|------------------|--------------|
| 全体 | 47 26.7 | 129 73.3 | 176 100.0 |
| 市社協 | 23 29.9 | 54 70.1 | 77 100.0 |
| 町・村社協 | 24 24.2 | 75 75.8 | 99 100.0 |

実施予定の有無について確認すると(表4)、「全体」では、「実施時期が決まっている」が26.7%であるのに対し、「実施時期が決まっていない」が73.3%と約7割が決まっていない状況であった。「市社協」・「町・村社協」別の集計結果を比較すると、「実施時期が決まっている」の割合は「市社協」が29.9%であるのに対し、「町・村社協」は24.2%と「市社協」の方が5.7ポイント高かったが、 χ^2 検定において「市社協」・「町・村社協」間に有意差は認められなかった。

②成年後見の実施に向けて検討を始めた理由

成年後見の実施に向けて検討を始めた理由について確認すると(表5)、「全体」では「1.判断能力が低下した日常生活自立支援事業利用者を継続して支援する必要があったため」が57.9%と最も高く、次いで、「2.地域に適切な後見人等候補者がいない(少ない)ため」45.5%、「5.その他」30.3%、「4.行政から受任依頼があったため」23.0%と続いている。「市社協」・「町・村社協」

表 5. 成年後見の実施に向けて検討を始めた理由（複数回答）

（上段：度数，下段：％）

| 理 由 | 全体 | 市社協 | 町・村社協 | χ^2 |
|-------------------------------------------|-------------|------------|------------|----------------------|
| 1. 判断能力が低下した日常生活自立支援事業利用者を継続して支援する必要があるため | 103 57.9 | 50 64.9 | 53 52.5 | 2.782 [†] |
| 2. 地域に適切な後見人等候補者がいない（少ない）ため | 81 45.5 | 27 35.1 | 54 53.5 | 5.965* |
| 3. 家庭裁判所から受任依頼があったため | 2 1.1 | 1 1.3 | 1 1.0 | n.s. ^(注1) |
| 4. 行政から受任依頼があったため | 41 23.0 | 15 19.5 | 26 25.7 | 0.966n.s. |
| 5. その他 | 54 30.3 | 27 35.1 | 27 26.7 | 1.435n.s. |
| 6. 特に理由はない | 4 2.2 | 1 1.3 | 3 3.0 | n.s. ^(注2) |

** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < 1.0$ n.s.= not significant ※注1・2の検定には Fisher の正確確率検定を用いた。

別の集計結果を比較すると、「2. 地域に適切な後見人等候補者がいない（少ない）ため」において5%水準で有意差が認められ、[市社協]が35.1%であるのに対し、[町・村社協]は53.5%と[町・村社協]の方が18.4ポイント高かった。

③成年後見の実施に向けて検討しているメンバー

成年後見制度の実施に向けて検討しているメンバーについて確認すると（表6）、[全体]では「1. 社会福祉協議会職員」が85.4%と最も高く、次いで「2.

表 6. 成年後見の実施に向けて検討しているメンバー（複数回答）

（上段：度数，下段：％）

| メンバー | 全 体 | 市社協 | 町・村社協 | χ^2 |
|---------------------------|-------------|------------|------------|----------------------|
| 1. 社会福祉協議会職員 | 152 85.4 | 65 84.4 | 87 86.1 | 0.104n.s. |
| 2. 行政職員 | 103 57.9 | 49 63.6 | 54 53.5 | 1.854n.s. |
| 3. 法律専門職（弁護士・司法書士・行政書士など） | 51 28.7 | 27 35.1 | 24 23.8 | 2.730 [†] |
| 4. 福祉・医療関係者 | 38 21.3 | 22 28.6 | 16 15.8 | 4.217* |
| 5. 当事者団体の方 | 8 4.5 | 4 5.2 | 4 4.0 | n.s. ^(注1) |
| 6. 地域の関係者（民生委員など） | 19 10.7 | 8 10.4 | 11 10.9 | 0.012n.s. |
| 7. その他 | 19 10.7 | 8 10.4 | 11 10.9 | 0.012n.s. |
| 8. まだメンバーを検討していない | 33 18.5 | 16 20.8 | 17 16.8 | 0.451n.s. |

** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < 1.0$ n.s.= not significant ※注1・2の検定には Fisher の正確確率検定を用いた。

行政職員」57.9%、「3.法律専門職（弁護士・司法書士・行政書士など）」28.7%、「4.福祉・医療関係者」21.3%と続いている。他方「8.まだメンバーを検討していない」は18.5%であった。[市社協]・[町・村社協]別の集計結果を比較すると、「4.福祉・医療関係者」において5%水準で有意差が認められ、[市社協]が28.6%であるのに対し、[町・村社協]は15.8%と[市社協]の方が12.8ポイント高かった。

④社協が行う成年後見の実施率や支援内容の向上に向けた重要な課題

社協が行う成年後見の実施率や支援内容の向上に向けた重要な課題について確認すると（表7）、[全体]では「1.専任担当職員の確保・増員」が87.1%と最も高く、次いで「2.担当職員の財産管理に関する知識・技術の向上」70.8%、

表7. 社協が行う成年後見の実施率や支援内容の向上に向けた重要な課題（複数回答）

| 課題内容 | (上段：度数, 下段：%) | | | χ^2 |
|--------------------------------------------|---------------|------------|------------|--------------------|
| | 全 体 | 市社協 | 町・村社協 | |
| 1. 専任担当職員の確保・増員 | 155 87.1 | 66 85.7 | 89 88.1 | 0.225n.s. |
| 2. 担当職員の財産管理に関する知識・技術の向上 | 126 70.8 | 53 68.8 | 73 72.3 | 0.251n.s. |
| 3. 担当職員の身上保護に関する知識・技術の向上 | 122 68.5 | 53 68.8 | 69 68.3 | 0.005n.s. |
| 4. 福祉関連機関（福祉施設や病院など）・他事業者との連携 | 87 48.9 | 40 51.9 | 47 46.5 | 0.512n.s. |
| 5. 専門職後見人や市民後見人等、他の後見主体との連携 | 62 34.8 | 29 37.7 | 33 32.7 | 0.479n.s. |
| 6. 社会福祉協議会内の別部署の理解や連携の促進 | 53 29.8 | 23 29.9 | 30 29.7 | 0.001n.s. |
| 7. 重要な決定に向けた迅速な処理・対応ができるようなシステムづくり | 82 46.1 | 30 39.0 | 52 51.5 | 2.758 [†] |
| 8. 個々の職員の意識が低下し、互いに無責任となることへの防止策 | 11 6.2 | 7 9.1 | 4 4.0 | 1.984n.s. |
| 9. 社会福祉協議会が実施する他サービスとの併用による利益相反の解決 | 37 20.8 | 17 22.1 | 20 19.8 | 0.137n.s. |
| 10. 安定した状態になった後に市民後見人等に引き継げるようなりレー方式の確立 | 26 14.6 | 11 14.3 | 15 14.9 | 0.011n.s. |
| 11. 成年後見制度の必要性の啓発、および市民後見や意思決定支援への理解と協力の促進 | 65 36.5 | 29 37.7 | 36 35.6 | 0.077n.s. |
| 12. 法人後見の業務を担う無報酬あるいは報酬付きの支援員の養成 | 37 20.8 | 16 20.8 | 21 20.8 | 0.000n.s. |
| 13. その他 | 16 9.0 | 10 13.0 | 6 5.9 | 2.652n.s. |

** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < 1.0$ n.s. = not significant

「3.担当職員の身上保護に関する知識・技術の向上」68.5%、「4.福祉関連機関（福祉施設や病院など）・他事業者との連携」48.9%、「7.重要な決定に向けた迅速な処理・対応ができるようなシステムづくり」46.1%と続いている。[市社協]・[町・村社協]別の集計結果を比較すると、いずれの課題についても統計的な有意差は認められず、あくまで傾向ではあるが「7.重要な決定に向けた迅速な処理・対応ができるようなシステムづくり」において10%水準で差が示され、[市社協]が39.0%であるのに対し、[町・村社協]は51.5%と[町・村社協]の方が12.5ポイント高かった。

（3）受任体制構築の予定が無い社協

本節では、受任体制は無く、当面は体制を構築する予定も無い社協425件について現状を確認する²⁵⁾。

①成年後見の実施を予定していない理由

成年後見の実施を予定していない理由について確認すると（表8）、[全体]では「3.行政との調整ができていないため」が50.4%と最も高く、次いで「2.活

表8. 成年後見の実施を予定していない理由（複数回答）

| 理 由 | （上段：度数，下段：％） | | | χ^2 |
|------------------------------------------|--------------|------------|-------------|----------------------|
| | 全 体 | 区・市社協 | 町・村社協 | |
| 1.実施に向けてどのように手続きを進めてよいか分からないため | 77 18.1 | 19 13.1 | 58 20.7 | 3.730 [†] |
| 2.活動に要する予算が確保できないため | 186 43.8 | 65 44.8 | 121 43.2 | 0.101n.s. |
| 3.行政との調整ができていないため | 214 50.4 | 72 49.7 | 142 50.7 | 0.043n.s. |
| 4.行政からの依頼がないため | 168 39.5 | 48 33.1 | 120 42.9 | 3.802 [†] |
| 5.地域に適切な後見人等候補者がいることを把握している（受け皿が足りている）ため | 34 8.0 | 14 9.7 | 20 7.1 | 0.819n.s. |
| 6.地域に成年後見制度に対するニーズが少ないことを把握しているため | 57 13.4 | 6 4.1 | 51 18.2 | 16.299** |
| 7.成年後見に関心が無いため | 2 0.5 | 1 0.7 | 1 0.4 | n.s. ^(注1) |
| 8.その他 | 132 31.1 | 57 39.3 | 75 26.8 | 6.998** |
| 9.特に理由はない | 7 1.6 | 2 1.4 | 5 1.8 | n.s. ^(注2) |

** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < 1.0$ n.s.= not significant ※注1・2の検定には Fisher の正確確率検定を用いた。

動に要する予算が確保できないため」43.8%、「4.行政からの依頼がないため」39.5%、「8.その他」31.1%、「1.実施に向けてどのような手続きを進めてよいか分からないため」18.1%と続いている。[区・市社協]・[町・村社協]別の集計結果を比較すると、「6.地域に成年後見制度に対するニーズが少ないことを把握しているため」ならびに「8. その他」において1%水準で有意差が認められた。前者は[町・村社協]の方が14.1ポイント高く、後者は[区・市社協]の方が12.5ポイント高かった。

②当面の取り組み方針

当面の取り組み方針について確認すると（表9）、[全体]では「4.他の市町社会福祉協議会の動向を注視したい」が52.7%と最も高く、次いで「1.研修会等に参加して情報を集めたい」51.5%、「3.行政との意見交換の場を設けたい」37.4%と続いている。[区・市社協]・[町・村社協]別の集計結果を比較すると、いずれの方針についても統計的な有意差は認められず、あくまで傾向ではあるが「4.他の市町社会福祉協議会の動向を注視したい」において10%水準で差が示され、[区・市社協]が46.9%であるのに対し、[町・村社協]は55.7%と[町・村社協]の方が8.8ポイント高かった。

表9. 当面の取り組み方針（複数回答）

| 方針 | （上段：度数，下段：％） | | | χ^2 |
|--------------------------------|--------------|------------|-------------|--------------------|
| | 全 体 | 区・市社協 | 町・村社協 | |
| 1.研修会等に参加して情報を集めたい | 219 51.5 | 79 54.5 | 140 50.0 | 0.769n.s. |
| 2.地域における成年後見制度の活用に対するニーズを把握したい | 119 28.0 | 38 26.2 | 81 28.9 | 0.351n.s. |
| 3.行政との意見交換の場を設けたい | 159 37.4 | 60 41.4 | 99 35.4 | 1.480n.s. |
| 4.他の市町社会福祉協議会の動向を注視したい | 224 52.7 | 68 46.9 | 156 55.7 | 2.980 [†] |
| 5.地域の関係機関・団体と協議したい | 76 17.9 | 28 19.3 | 48 17.1 | 0.306n.s. |
| 6.その他 | 27 6.4 | 12 8.3 | 15 5.4 | 1.368n.s. |
| 7.現在のところ特別な取り組み予定はない | 94 22.1 | 32 22.1 | 62 22.1 | 0.000n.s. |

** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < 1.0$ n.s.= not significant

4. 考察

(1) 受任体制構築に向けた準備・検討を行っている社協について

成年後見の実施時期が既に決まっている社協は、実施に向けた準備が概ね整っていることが考えられ、間もなく受任の受け皿になることが期待されるが、「実施時期が決まっていない」とする社協が7割を占めている点は早急に改善する必要がある。これらの社協は新規の後見の担い手として有望であることから、実施に向けていかに支援し体制構築に繋げられるかが課題である。そのためには、表6で「まだメンバーを検討していない」が18.5%（特に〔市社協〕の割合が高い）もあったことから、まずは成年後見の実施に向けて中核的な役割を担うメンバーを選出し、具体的な検討を開始する必要がある。また〔町・村社協〕については、「福祉・医療関係者」の割合が〔市社協〕より低かったことから、地域のネットワークを活かせるという社協の強みを発揮するために、地域の「福祉・医療関係者」にも体制構築の検討メンバーに入ってもらおうことが肝要である。

次に、成年後見の実施に向けて検討を始めた理由については、〔町・村社協〕の方が適切な後見人候補者等の担い手不足が深刻であることが示されていた。この結果より、基礎自治体の中でも町村部は、後見過疎地となっており、後見の受け皿としての社協の役割の重要性が確認できたといえる。また、「判断能力が低下した日常生活自立支援事業利用者を継続して支援する必要があるため」については、最も割合が高かったことから、“継続的支援が可能である”という、社協が成年後見を実施する意義についても確認できたといえよう。基幹的社会福祉協議会增加する中、スムーズな移行を実現するためにも、法人後見の実施が進むことを期待したい。

また、社協が行う成年後見の向上に向けた課題の内、実施率を高めるためには、まずもって専任担当職員の確保・増員が喫緊の課題であることが分かった。そのためには財源の確保が最も重要な課題であろう。また人員と合わせて、財産管理・身上監護に関する職員の知識・技術の向上の重要性も示されており、こちらの向上も課題としてあげられる。加えて、重要な決定に向けた迅速な処

理・対応ができるようなシステムづくりは、特に「町・村社協」の課題といえよう。

（２）受任体制構築の予定が無い社協について

成年後見の実施を予定していない理由については、上位に「行政との調整ができていないため」ならびに「行政からの依頼がないため」があがっていた。社協は公私協働という点で日常的に行政と強い連携関係にあるが、あくまでも民間団体であることから、法人後見を実施するか否かについての判断は当該地域の後見ニーズに合わせて独自に行うべき事柄である。したがってこの結果は社協の消極的な姿勢と捉えることができる。とは言え「活動に要する予算が確保できないため」も43.8%に上り成年後見の実施を予定していない理由の上位にあがっていることから、当該地域に後見ニーズがあったとしても、現実的には行政からの予算的支援が無いまま、社協独自で法人後見を実施することができないという、社協のジレンマも推察できる。おそらく地域の後見ニーズを把握しつつも、自治体からの声掛けを待ち財政の調整機会を窺っている社協が数多く存在すると考えられる。この点については、当面の取り組み方針において「行政との意見交換の場を設けたい」の割合が4割近くに上っていることから明らかである。しかし2020年度の財政力指数の市町村平均が0.51であることから分かるように²⁶⁾、多くの自治体の財政が逼迫している現状では、自治体から社協に対して財政的支援をしたくてもできないのが現状であろう。そこで、自治体からの財政的支援が期待できない現状において社協が安定的財源を確保しうる有効な方策の一つとしては、鶴沼が提案している社協による法人後見の第1種社会福祉事業化²⁷⁾もあるだろう。後見業務が何らかの公的事業として位置づけられることにより、専任職員や安定的財源の確保はもとより、詳細なガイドラインやサービス基準が設定されることによりサービスの質の向上が期待される。

次に当面の取り組み方針については、先述した行政との意見交換の場の設置の他に、地域の関係機関・団体との協議や研修会等への参加による情報収集の割合が高かった。このことから、地域の関係機関・団体との協議の場を設け、

地域の後見ニーズを正確に把握するとともに、既に法人後見を実施している社協から後見の実施に関する情報が得られる協力関係の構築が重要だと考えられる。先述した安定的財源の確保とともに、こうした地道な取り組みにより、約2割に上る「現在のところ特別な取り組み予定はない」とする社協の割合を減少させることが可能であると考ええる。

おわりに

以上、本稿では、全国の社協1,741件を対象とした成年後見に関する実態調査結果を検討対象とし、成年後見を受任していない社協の現状ならびにその理由を明らかにした。また、今後社協による法人後見を促進するための方策について考察を行った。本稿の結論を繰り返すと、まず第1に、成年後見の受任体制が無い社協が全体の約6割を占め、未だ社協による法人後見が進んでいない現状が明らかとなった。第2に、受任体制構築に向けた準備・検討を行っている社協については、約7割の社協の実施時期が決まっていない点、専任担当職員の確保・増員が喫緊の課題である点等が明らかとなった。また成年後見の実施に向けて検討を始めた理由から、特に町村部における後見の受け皿としての社協の役割の重要性、ならびに社協が成年後見を実施する意義として「日常生活自立支援事業からの継続的支援」が明確となった。第3に、受任体制構築の予定が無い社協については、行政からの財政的支援が無いまま、社協独自で法人後見を実施することができないという社協のジレンマが明らかとなった。これらの知見を踏まえ第4に、今後、社協による法人後見を促進するための方策として、成年後見の実施に向け、中核的な役割を担うメンバーの選出、地域の関係機関・団体との協議の場の設置、法人後見を実施している社協から情報が得られる協力関係の構築、社協が法人後見を実施するための安定的財源の確保を目的とした後見業務の公的事業化を提示した。

最後に今後の課題として、より細かな単位で地域を分類した上での比較分析、ならびに成年後見を受任していない理由をより詳細に把握することを目的とした質的調査の実施をあげておきたい。

【謝辞】

本研究は、平成30年度～令和4年度科学研究費助成事業・基盤研究（C）「国内外の要請に応える法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」（課題番号18K02085）の研究成果の一部です。本調査にご協力賜りました市区町村社会福祉協議会の皆様に、心より感謝申し上げます。

注

- 1) 小林昭彦，大門匡，岩井伸晃編著，福本修也，岡田伸太，原司，西岡慶記著『成年後見制度の解説 [改訂版]』一般社団法人金融財政情報研究会，2017年，4頁。
- 2) 関根薫「成年後見制度の利用促進に向けた方策」皇學館大学現代日本学会『日本学論叢』第2号，2012年，105頁。
- 3) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和2年1月～12月－」2021年，13頁。
- 4) 地域後見推進プロジェクトHP「8.成年後見制度の現状と課題」（2022年2月16日取得，<https://kouken-pj.org/about/current-status/>）。
- 5) 最高裁判所事務総局家庭局，前掲資料，10-11頁。
- 6) 同上。
- 7) 例えば，人口減少や高齢化が進む郡部・農山村地域等があげられる。
- 8) 最高裁判所事務総局家庭局，前掲資料，11頁。
- 9) 全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」（2017年）において「法人後見の受任」について集計されており，全体で332件（権利擁護センター等設置社協182件，未設置社協150件）が受任している。当該調査の有効回収数1,156を母数にした場合の受任率は28.7%，調査対象者数1,866件を母数にした場合の受任率は17.8%となる。
- 10) 新井誠『成年後見制度の生成と展開』有斐閣，2021年，3頁。
- 11) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成12年4月から平成13年3月～」2001年，13頁。
- 12) 地域後見推進プロジェクト，前掲HP。

- 13) 西尾敦史「成年後見の社会化における法人後見の意義 — 沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通して —」沖縄大学地域研究所『地域研究』9号, 2012年, 13-26頁.
- 14) 西森利樹「高齢期の生活継続性の確保と法人後見の果たすべき役割」岡山大学大学院法務研究科『臨床法務研究』18巻, 2017年, 67-92頁.
- 15) 佐藤英晶, 堀田満生「権利擁護と成年後見制度における課題 — 社会福祉協議会における法人後見を中心に —」帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要編集委員会『帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要』第5号, 2018年, 11-21頁.
- 16) 佐藤英晶「成年後見制度における法人後見の種類と特徴 — 中山間地域の法人後見を見据えて —」帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要編集委員会『帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要』第6号, 2019年, 9-19頁.
- 17) 鶴沼憲晴「成年後見から社会福祉事業へ — Z県での調査からみた社会福祉協議会による法人後見の課題 —」2018年, 143-160頁.
- 18) 高木淳佳「社会福祉協議会による法人後見の実際 (1) 木更津市社会福祉協議会による法人後見の取り組み」民事法研究会『実践 成年後見』No.72, 2018年, 63-70頁.
- 19) 赤平一夫「社会福祉協議会による法人後見の実際 (2) 湯沢市社会福祉協議会による法人後見の実際」民事法研究会『実践 成年後見』No.72, 2018年, 71-77頁.
- 20) 全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」2017年.
- 21) 社会福祉法人昴「厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究」2018年.
- 22) PwC コンサルティング合同会社「厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業法人後見の取り組み推進についての研究報告書」2020年.
- 23) 本調査で分類している区社協は, 特別区の社協のみであり, 行政区の社協は含まれていない.

- 24) 受任体制構築に向けた準備・検討を行っている社協については、当該自治体の人口規模ならびに取り組み状況の類似性を考慮し、[市社協]と[町・村社協]に纏めて分析を行った。区社協は該当しなかったため、本分析には含まれていない。
- 25) 受任体制構築の予定が無い社協については、当該自治体の人口規模ならびに取り組み状況の類似性を考慮し、社協を[区・市社協]と[町・村社協]に纏めて分析を行った。
- 26) 総務省HP「令和2年度地方公共団体の主要財政指標一覧」(2022年2月16日取得, https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R02_chiho.html)。
- 27) 鶴沼憲晴, 前掲論文, 156-158頁。

Current Status and Issues of the Councils of Social Welfare that have not Implemented Corporate Guardianship

Kaoru SEKINE, Noriharu UNUMA

Abstract

The purpose of this study is to clarify the current status and reasons for councils of social welfare that have not been entrusted with adult guardianship based on the results of quantitative survey of municipal councils of social welfare nationwide, and consider measures to promote corporate guardianship by councils of social welfare. As a result, the following were clarified: (1) councils of social welfare, which does not have a system for accepting adult guardianship, accounts for about 60%, (2) securing and increasing the number of full-time staff is an urgent issue, and (3) the significance of council of social welfare accepting adult guardianship is "continuity of support", (4) councils of social welfare cannot carry out adult guardianship without financial support from the government. Based on these results, we have proposed measures to promote corporate guardianship by councils of social welfare.

Key Words : adult guardianship, corporate guardianship,
council of social welfare, quantitative survey,
promotion measures